

薬食発第0702004号  
平成16年7月2日

各 

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長

毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正について（通知）

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第111号）（別添1）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を全国化学工業薬品団体連合会会長、社団法人日本海事検定協会会長、社団法人日本化学工業協会会長、社団法人日本化学工業品輸入協会会長、社団法人日本薬剤師会会長、日本危険物コンテナ協会会長及び日本製薬団体連合会会長あてに発出しているので申し添える。

記

1 毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準の特例

毒物及び劇物取締法施行令（以下「令」という。）第40条の2第5項の規定により、無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれを含む製剤の国際海事機関(IMO)が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準（国際海上危険物輸送規程(IMDG Code)）に適合している容器であって厚生労働省令で定めるものによる運搬については、厚生労働省令で基準の特例を定めることができるとしている。今般、厚生労働省令で定めるものにIMDG Codeに定めるロードタンクビークルを加え、ロードタンクビークルについては、令第40条の2第2項から第4項までの規定は適用しないものとしたものである。

2 毒物又は劇物の長時間の輸送に係る基準

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第224号）により、令別表第2に掲げる毒物又は劇物を使用して1回につき五千キログラム以上運搬する場合であって、厚生労働省令で定める時間を超えて運搬する場合には、車両一台について運転者のほか交代して運転する者を同乗させることとしたところである。今般、令第40条の5第2項第1号の規定に基づき交替して運転する者を同乗させなければならない厚生労働省令で定める時間を超えて運搬する場合は、運搬の経路、交通事情、自然条件等から判断して、1人の運転者が連続して運転す

る時間を4時間を超える場合、又は、1人の運転者の1日当たりの運転時間を9時間を超える場合とする。

なお、本規定における時間の基準は、運転者の疲労による事故の防止の観点より定められていることから、その趣旨を踏まえ、基準時間の範囲内にあっても疲労状態に応じて適宜休憩を設けたり、交替する運転手を同乗させるなど適正な運用が図られるよう事業者等に対し指導されたい。

### 3 施行期日

平成16年10月1日から施行することとする。

### 4 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添2に示すとおりである。